

第 65 回 東海高等学校総合体育大会 ヨット競技大会 実施要項

1. 主 催 東海高等学校体育連盟、愛知・静岡・岐阜・三重 各県教育委員会
愛知県高等学校体育連盟ヨット専門部
愛知県ヨット連盟

2. 後 援 (公財) 愛知県体育協会

3. 期 日

- (1) 開会式 平成 30 年 6 月 16 日 (土) 9:30～
- (2) 競 技 平成 30 年 6 月 16 日 (土) 10:25～
～17 日 (日) 2 日間
- (3) 閉会式 平成 30 年 6 月 17 日 (日) 15:30～ (予定)

4. 会 場

- (1) 開会式・閉会式 豊田自動織機海陽ヨットハーバー
〒443-0014 愛知県蒲郡市海陽町 1-7
TEL : 0533-59-8851
- (2) 競 技 豊田自動織機海陽ヨットハーバー 同沖合

5. 競技種目

- (1) 男子 420 級・男子レーザーラジアル級
- (2) 女子 420 級・女子レーザーラジアル級

6. 競技日程

第 1 日 6 月 16 日 (土)	8:00～8:30 9:00 9:15 10:25 10:32	受付 監督・主将会議 開会式 420 級第 1 レース予告信号 レーザーラジアル級第 1 レース予告信号
第 2 日 6 月 17 日 (日)	8:30 9:25 9:32 15:30	ブリーフィング その日の最初の 420 級のレース予告信号 その日の最初のレーザーラジアル級のレース予告信号 閉会式

- (1) レースは、男子 420 級、男子レーザーラジアル級及び女子 420 級、女子レーザーラジアル級 (以下「各種目」という) 各 6 レースを行う。但し、各種目が成立するためには、レースが 1 回以上成立しなければならない。
- (2) レース日程の変更は、それが発効する前日の 18 時までに公式掲示板に掲示される。
- (3) 昼食休憩は陸上にて確保される。
- (4) 6 月 17 日のレースは 12:55 より後に予告信号は発しない。

7. 競技規則

- (1) 本大会は、「セーリング競技規則 2017-2020」（以下 RRS という）に定義された「規則」を適用する。
- (2) 本大会は、「セーリング装備規則 2017-2020」を適用する。
- (3) RRS87に基づき、国際 420 クラス規則の C.5.1a に以下の文を追加する。
「自らの安全のために、マストトップに揚力を起こさない形状の浮力体の取り付けを認める」

8. 競技方法

- (1) 男子・女子 420 級の登録選手数は 1 艇 4 名以内とし、1 チームを構成する。チーム内での各レースのスキッパー、クルーの分担は任意である。また、男子・女子レーザーラジアル級の登録選手数は 1 艇 1 名とする。なお、選手登録の変更は原則として認めない。
- (2) レースは 420 級、レーザーラジアル級ともに各クラス男女混合で行う。但し、各クラスの成績は男女別で出すこととする。
- (3) 順位は、各種目別に決定する。各種目とも男女の順位については、先頭艇フィニッシュ時刻、フィニッシュ順位、レース終了時間は、男女別に記録される。
- (4) 得点は、RRS 付則 A4 による。但し、成立したレースが 5 回以下の場合は、すべてのレースにおけるその艇の合計得点とする。成立したレースが 6 回の場合は、その艇の最も悪い得点の 1 レース分を除外した合計得点とする。
- (5) RRS70.5(a)に基づき、本大会プロテスト委員会の判決をもって最終とし、上告の権利を否決する。

9. 引率・監督

- (1) 引率責任者は、校長の認める当該校の職員とし、選手全ての行動に責任を負うものとする。
- (2) 監督は校長の認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とし、その写しを参加申込書に添付すること。

10. 参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第 1 条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒は除く。
- (2) 選手は、愛知・静岡・岐阜・三重の各県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により東海高等学校総合体育大会の参加資格を得たものに限る。
- (3) 年齢は平成 11 年（1999）年 4 月 2 日以降に生まれたものとする。但し、出場は同一競技 3 回までとし、同一学年での出場は 1 回限りとする。
- (4) チーム編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校後 6 ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各県高等学校体育連盟会長の許可があればこの限りではない。
- (7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する高体連会長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
 - ア 上記（1）（2）に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟が推薦した生徒について別途に定める規定に従い、大会参加を認める。
 - イ 上記（3）の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は同一競技 3 回までとする。
- (9) 平成 30 年度日本セーリング連盟メンバー登録を完了しているもの。

【大会参加資格の別途に定める規定】

- 1 学校教育法第 72 条、115 条、124 条及び 134 条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加資格を認める条件

- ア (公財) 全国高等学校体育連盟の目的を理解し、尊重すること。
 - イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあつては、各県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、東海大会への出場条件が満たされていること。
 - エ 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。
- (2) 大会参加に際して守るべき条件
- ア 東海高等学校総合体育大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合せ事項に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

1 1. 参加制限

- (1) 各種目、それぞれ各県 8 艇以内とする。
- (2) 1 校あたりの出場艇数は、各種目 2 艇以内とする。
- (3) 艇ごとに選手登録を行い、複数の艇に同一選手の登録はできない。

1 2. 参加申込

- (1) 申込書類
 - ア 参加申込書
 - イ 大会参加料 1 人 1,600 円
 - ※ 上記書類は「愛知県高等学校体育連盟 東海総体専用」ホームページ (<http://aichi-koutairen.sakura.ne.jp/>) からダウンロードし、必要事項をパソコンで入力後、印刷したものを提出すること。
- (2) 申込方法
 - ア 参加申込書については、参加校の申し込み責任者が参加申込書を 2 部作成し、大会参加料を添えて各県高等学校体育連盟から指定された期限までに提出する。併せて、同電子ファイルを 1 2 (4) の期限までに 1 2 (3) のメールアドレスまで、電子メールで送信すること。
- (3) 問い合わせ先
 - 〒447-0066 愛知県碧南市丸山町 3-10 愛知県立碧南工業高等学校内
 - 愛知県高等学校体育連盟 ヨット専門部
 - 伊藤 毅 (いとう たけし)
 - TEL : 0566-42-2500 FAX : 0566-42-9660
 - add : t-ito@hekinan-th.aichi-c.ed.jp
- (4) 電子ファイル申込期限 平成 30 年 5 月 2 8 日 (月) 正午必着

1 3. 計 測

- (1) 計測は必要に応じて行うが、計測を行わなくてもクラスルール通りに艇を維持することは、オーナーの責任である。
- (2) 装備規則 A. 2 に留意し、受付時に計測証明書を提示すること。但し、艇体番号とセール番号が異なる場合、双方の計測証明書を提示すること。

1 4. 表 彰

- (1) 各種目の 1 位にメダルを授与し、1～3 位に賞状を授与する。
- (2) 学校対抗競技は、男女別に 420 級、レーザーラジアル級の確定した順位に対する得点を与え、各校の上位 2 艇までの合計得点で決定する。「順位に対する得点」とは、1 位の得点を参

加艇数の値とし、1位下がるごとに1点を減じた得点とする。得点は全ての参加艇に与える。同点の場合は、420級、レーザーラジアル級のいずれかで、確定した順位が最も良い学校を上位とする。それでも序列がつかない場合は420級の順位が良い学校を上位とする。

15. 連絡事項

(1) レース艇

ア 使用する艇については、学校の所有あるいは各学校の責任においてチャーターした艇でなければならない。

イ セール番号は参加申込時に登録し、それ以降の変更は認めない。

ウ 同一のセール番号を複数の艇に使用することはできない。

エ 艇体番号は受付時に登録し、原則としてそれ以降の変更を認めない。

オ 各種目男子エントリーと女子エントリーを判別するために女子エントリーの艇は、メインセールにひし形の赤色のマークを別添のとおりにつけなければならない。なお、ひし形の赤色のマークについては受付時に配布する。

(2) 帆走指示書

ア 帆走指示書は6月8日（金）までに各県高等学校体育連盟ヨット専門部へ電子メールを送信する。

イ 帆走指示書の内容に関する質問は、6月13日（水）までに文書または電子メールにて受け付ける。また、その回答は開会式までに公式掲示板に掲示する。

(3) コース

帆走するコースはトラペゾイドコースを予定し、詳細は帆走指示書で規定する。

(4) 支援艇

ア 支援艇とは大会運営艇以外で救助・指導などにあたるボート等を指す。

イ 6月16日（土）、17日（日）の大会期間中はレース委員会の要請がある場合を除き、支援艇を運行してはならない。

(5) 個人用浮揚用具（ライフジャケット）は、クラスルールにより規定された場合を除き適切な浮力を要していなければならない。

(6) 大会期間より前の練習については、主催者は一切の責任を負わない。

(7) 参加者は健康保険証（コピーは不可）を持参すること。

(8) 競技中の疾病傷害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。

*****以下は競技要項に含まない一般情報である*****

(1) 開会式・閉会式には、校旗又は部旗を持参すること。

(2) 前年度優勝校は開会式にて、優勝旗・優勝盾を返還すること。

(3) 艇の搬入及び搬出について

・豊田自動織機海陽ヨットハーバー（以下ハーバー）1階事務所で所定の手続きを行うこと。搬入後はハーバー職員の指示に従い決められた場所に艇を置くこと。15日以前の艇の搬入は各校にて利用料をハーバーに支払うこと。

・支援艇を持ち込む場合は事前にハーバーの許可を得ること。支援艇に関わる施設使用料等は各校で支払うこと。

(4) 受付時に必要なもの

ア 日本セーリング連盟会員証を印刷したもの

イ 420級の計測証明書

ウ 平成30年度全国高等学校体育連盟（ヨット専門部）分担金 1校2,000円

○艇の搬入後速やかに参加校受付をおこなうこと。6月15日（金）13:00以降、随時新クラブハウス西棟の大会本部で受け付ける。

内容 ①計測証明書の提示 ②プログラム等の配布 ③参加上の注意事項

○大会前（15日以前）に事前練習をおこなう場合は各校の責任においておこなうこと。救助体制は各校で責任を持って整えること。練習時間、練習海域等はハーバーの利用規定に従うこと。

○センター敷地内及びセンター沖では、センター職員の指示に必ず従うこと。

別添 女子ひし形マークの貼付け位置

●レーザーラジアル級

下の「図1」が示す位置に、スターボード側・ポート側が重なるように両面貼る。
トップバテンポケットにひし形の下端がかからないようにすること。



「図1」

●420級

下の「図2」が示す位置に、スターボード側・ポート側が重なるように両面貼る。
貼付位置はトップバテンとメインセールヘッドで形成される三角形のほぼ中央。



「図2」

第 65 回東海高等学校総合体育大会 ヨット競技 帆走指示書

1. 適用規則

- 1.1 本大会は『セーリング競技規則 2017-2020』（以下「RRS」という）に定義された規則を適用する。ただし、本帆走指示書によって変更したものを除く。
- 1.2 本大会は『セーリング装備規則 2017-2020』を適用する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部前に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書（以下「指示」という）の変更は、公式掲示板に掲示する。帆走指示書の変更を海上で行う場合には、レースコミッティーボートにL旗を掲げ、口頭で通告される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部前に設置された信号旗掲揚柱に掲揚する。
- 4.2 [DP] 音響1声とともに掲揚されるD旗は、「予告信号はD旗掲揚後 30 分以降に発せられる」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、出艇してはならない。D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに当該信号が適用される。

5. レース日程

- 5.1 レース日程は次の通りとする。

	予告信号時刻	男子・女子 420 級	男子・女子レーザーラジアル級
6 月 16 日 (土)	第 1 レース	10 : 25	10 : 32
	第 2 レース以降	引き続き	引き続き
6 月 17 日 (日)	最初のレース	9 : 25	9 : 32
	それ以降	引き続き	引き続き

- 5.2 6 月 17 日 (日) 8:30 から新クラブハウス大屋根の下にてレース委員会・プロテスト委員会・選手・監督によるブリーフィングを行う。
- 5.2 レース海上にて引き続き行われる場合、艇にレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも 5 分以前に音響 1 声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 5.3 6 月 17 日 (日) のレースは 12:55 より後に予告信号は発しない。

6. クラス旗

男子・女子 420 級は「420 旗」（白地に青色文字）を用いる。
男子・女子レーザーラジアル級は「レーザー旗」（白地に赤色エンブレム）を用いる。

7. レース・エリア

レース・エリアは豊田自動織機海陽ヨットハーバーの沖とする。（添付図 1）

8. コース

- 8.1 添付図 2 のコース図は、レグ間の概ねの角度、通過すべきマークの順序および各マークの通過する側を含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に、帆走すべきコース、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

- 9.1 マーク 1, 2, 3, 4 は、オレンジ色の円筒形ブイとする。

- 9.2 指示 11 に規定する新しいマークはオレンジの三角錐エアブイとする。
- 9.3 スタート・マークはスターボードの端にあるレース委員会艇信号艇とポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.4 フィニッシュ・マークはスターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にある赤色の円筒形ブイとする。

10. スタート

- 10.1 レースは、RRS26 を用いてスタートさせる。
- 10.2 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のスタート・マークのコース側の間とする。
- 10.3 [DP] 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。
- 10.4 スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった』(DNS) と記録される。これは RRS A4 および A5 を変更している。
- 10.5 ゼネラル・リコールの際、艇に知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも第一代表旗を掲揚する場合がある。ただし、その場合は、音響信号は発せられない。また当該レース委員会艇が行う第一代表旗の降下については、RRS レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する」の意味を持たないものとする。これは RRS レース信号および 29.2 を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（又は、フィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールとポートの端のフィニッシュ・マークの間とする。

13. ペナルティ方式

- 13.1 付則 P が適用される。

14. タイムリミット

RRS30.3 に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走してフィニッシュ後、15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった』(DNF) と記録される。これは RRS 35, A4, A5 を変更している。

15. スタート後のコースの短縮又はレースの中止

- 15.1 レース委員会は RRS32.1 以外に、レースの公正に影響を及ぼしそうな大きな風の変化や風速が一定時間 5 knot 以下に低下した場合、コースの短縮またはレースを中止する場合がある。この項に基づきレース委員会がレースを継続または中止したことについては、艇による救済の要求の根拠とはならない。これは RRS62.1(a) を変更している。
- 15.2 スタート信号後にレースを中止する場合、その旨を知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇に N, N + A, あるいは N + H 旗を掲揚することがある。ただし、その場合は、音響信号は発せられない。当該レース委員会艇が行う N 旗の降下については、RRS レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する」の意味を持たないものとする。これは、RRS レース信号および 32.1 を変更している。

16. 抗議

- 16.1 抗議書は、陸上本部で入手できる。抗議及び救済または審問再開の要求は、適切な制限時間内にプロテスト委員会に提出しなければならない。

- 16.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻はその日の最終レース終了後、またはレース委員会が「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することができる。
- 16.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。
- 16.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS61.1(b)に基づき艇に伝えるために公式掲示板に掲示する。
- 16.5 指示 13.1 に基づき RRS42 違反に対するペナルティを課された艇のリストは、公式掲示板に掲示される。
- 16.6 審問の再開要求は判決を通告された翌日の 8:30、大会最終日は判決を通告されて 20 分以内に提出されなければならない。これは RRS66 を変更している。
- 16.7 クラス規則、指示 10.4, 18, 19, 22 の違反は、艇からの抗議の根拠とはならない。これは RRS60.1(a)を変更している。
- 16.8 RRS70.5(a)に基づき、本大会プロテスト委員会の判決をもって最終とし、上告の権利を否決する。

17. 得点

- 17.1 本大会は各クラス 6 レースが予定され、それぞれ 1 レースの完了をもって成立する。
- 17.2 成立したレースが 5 回以下の場合、すべてのレースにおけるその艇の合計得点とする。成立したレースが 6 回の場合はその艇の最も悪い得点の 1 レース分を除外した合計得点とする。
- 17.3 指示 18 の申告に関する手続きの誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位 + 3 の得点を与える。ただし、当該クラス参加艇数 + 1 を上回らない。これは RRS63.1, A4, A5 を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示 18.3 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 18.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティを課す。

18. 申告

- 18.1 出艇申告および帰着申告は署名方式で行う。署名用紙は「陸上本部」に用意される。
- 18.2 署名は艇長がおこなわなければならないが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理でもよい。
- 18.3 出艇しようとする艇の艇長は、最初のレース予告信号の 45 分前から D 旗掲揚 15 分後までに署名用紙に署名しなければならない。引き続きレースが予定されている場合は、上記受付時間内にそのレースの分も合わせて申告しなければならない。
- 18.4 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに署名用紙に署名しなければならない。署名用紙は当該クラスのレース終了後 60 分間、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後 60 分間用意する。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することができる。
- 18.5 レースの中止または延期により帰着した場合も、帰着申告を行わなければならない。また、中止または延期されたレースが再開される場合、指示 18.3 に従い再度出艇申告を行わなければならない。
- 18.6 [DP] リタイアしようとする艇、および引き続き行われるレースに出走しない艇は、リタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。該当艇の艇長は、帰着後直ちに指示 18.4 の帰着申告を行わなければならない。
- 18.7 引き続き行うレースの海上での乗り換えを希望するチームは、陸上本部に申告した上、申告所に待機すること。なお、乗員の乗り換えが引き続き行うレースの予告信号時刻までに完了しなかった場合の救済の要求は認めない。

19. 安全規定

- 19.1 艇の乗員は、離岸して帰着するまでの間、有効な浮力を有する個人用浮揚用具（ライフジャケット）を着用しなければならない。ただし、衣類の着脱に携る短時間の場合には、この限りで

はない。これは、RRS 第 4 章前文および 40 を変更している。

- 19.2 [DP] 艇が救助を要請する場合には、救助する船に対して、片手を高く上げて合図を送ることとする。
- 19.3 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告および強制的な救助を行うことができる。これは艇による救助要求の根拠とはならない。これは RRS62.1(a)を変更している。
- 19.4 艇は自らの安全を考慮し、マストトップに浮力体を付けることができる。

20. 支援艇

支援艇は6月16日(土)、17日(日)の大会期間中、運航を禁止する。ただし、レース委員会の要請がある場合を除く。

21. ごみの処分

ごみはレース運営艇に渡してもよい。

22. [DP] 無線通信

緊急事態を除き、艇は海上において無線の送受信を行ってはならない。この制限は、携帯電話およびGPSにも適用される。

23. その他

本大会にて発生した問題については、レース委員会の裁定に委ねるものとする。

24. 帆走指示書に関する質問

帆走指示書に関する質問は、文書または電子メールで受け付ける。期限は平成30年6月13日(水)必着とする。回答は開会式までに公式掲示板に掲示する。

<連絡先>

〒447-0066 愛知県碧南市丸山町3-10 愛知県立碧南工業高等学校内
愛知県高等学校体育連盟 ヨット専門部
伊藤 毅 (いとう たけし)
TEL : 0566-42-2500 FAX : 0566-42-9660
add : t-ito@hekinan-th.aichi-c.ed.jp

添付図1 ハーバー及びレース・エリア



添付図2

